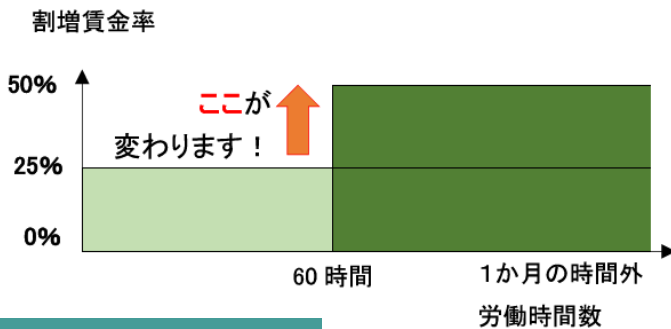


2023（令和5）年4月1日から 中小企業^(※)も時間外労働の割増賃金率 を引き上げる必要があります！

1か月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が
25%では法違反となるため、50%以上への引上げが必要です

1 割増賃金の計算方法って??



※中小企業の定義は、以下のとおりです（事業場単位ではなく、企業単位で判断します）。

| 業種 | 資本金の額 または出資の総額 | または | 常時使用する 労働者 |
|------------------------------|-------------------|-----|---------------|
| 小売業 | 5,000万円以下 | または | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | または | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | または | 100人以下 |
| その他 (製造業、建設業、 運輸業、その他) | 3億円以下 | または | 300人以下 |

●資本金や出資金の概念がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

割増賃金の計算例

1か月平均所定労働時間が170時間、月給30万円、役職手当2万円、皆勤手当2万円の労働者に、1か月70時間の法定時間外労働をさせた場合には……

従来 $(30万円 + 2万円 + 2万円) \div 170時間 = 2,000円$ （時間単価）
 $70時間 \times 2,000円 \times 1.25 = 175,000円$

2023（令和5）年4月1日以降

$(30万円 + 2万円 + 2万円) \div 170時間 = 2,000円$ （時間単価）
 $(60時間 \times 2,000円 \times 1.25) + (10時間 \times 2,000円 \times 1.50) = 180,000円$

2 就業規則の変更

- 割増賃金率の引上げに係る中小企業への適用猶予措置が令和5年3月31日で廃止されるため、割増賃金の計算方法を変える必要があります。
- 1か月60時間を超える時間外労働が見込まれており、常時10人以上の労働者を使用している事業場は、就業規則を変更して、所轄労働基準監督長に届け出る必要があります。

就業規則の規定例

第〇条 割増賃金は次の計算式により計算して支給する。

(1) 法定労働時間を超えて、かつ、**月60時間以内**の時間外労働に対する部分
$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{皆勤手当} + \text{〇〇手当}}{1 \text{ か月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(2) 法定労働時間を超えて、かつ、**月60時間を超えた**時間外労働に対する部分
$$\frac{\text{基本給} + \text{役付手当} + \text{皆勤手当} + \text{〇〇手当}}{1 \text{ か月平均所定労働時間}} \times 1.50 \times \text{時間外労働時間数}$$

割増賃金率の引上げに関する様々なご相談は

各労働基準監督署の労働時間相談・支援班又は ふくい働き方改革推進支援センターにご相談ください！

3 労働時間相談・支援班 とは？

立入調査では
ないので
法違反の是正指導
はしません

労働基準監督署の労働時間相談・支援班が
改正労働基準法・労務管理改善などのご説明をいたします

改正労基法の内容を
もっと聞きたい

☞わかりやすく丁寧に説明します

こんなことも
聞いていいの？

そもそも労働基準法にはどんな
ルールが定められているの？

☞基本から丁寧に説明します

労務管理上の課題を
探りたい

☞実情を伺いながら一緒に考えましょう



他社は
どう対応しているの？

☞他社の改善事例をご紹介できるかもしれません

約1,000社以上の企業にご利用いただいております！

最寄りの労働基準監督署まで、お気軽にご相談ください！

| | | |
|-----------|----------------|----------------|
| 福井労働基準監督署 | 福井市開発1丁目121番地5 | ☎ 0776-54-6167 |
| 武生労働基準監督署 | 越前市中央1丁目6番4号 | ☎ 0778-23-1440 |
| 敦賀労働基準監督署 | 敦賀市鉄輪町1丁目7番3号 | ☎ 0770-22-0745 |
| 大野労働基準監督署 | 大野市弥生町1番31号 | ☎ 0779-66-3838 |



さまざま
お悩みに
お答えし
ます！！

4 ふくい働き方改革推進支援センター とは？

(厚生労働省福井労働局委託事業)



割増賃金だけでなく、下記4つの取組をワンストップ
で支援します。すべての事業主の方がご利用いた
できます。

長時間労働の是正

同一労働同一賃金

生産性向上による
賃金引上げ

人手不足の解消
に向けた雇用管理改善

割増賃金率の引上げて
具体的にどうすればいい？

利用にお金はかかるの？
⇒もちろん**無料**です！

助成金を活用したいが
利用できる助成金が
わからない



労働時間を短縮したい

働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業
主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

【活用例】

労務管理の報告業務が非効率な状
況で、時間外労働時間が月60時間
を超える労働者が複数名存在した

- 勤怠管理システムを導入し、
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化
- 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間
が月60時間を超える者がいなく
なった

勤怠管理システム導入費用
と就業規則の改正費用に、
働き方改革推進支援助成金
を活用

助成率 75%
一定の要件を満たした場合 80%

上限額 最大250万円
事業場内賃金の引き上げ等の
一定の要件を満たした場合
最大490万円

福井市西木田2丁目8-1
福井商工会議所ビル1階

ふくい働き方改革推進支援センター

(受託者：全国社会保険労務士会連合会)

☎ 0120-144-4864 (通話無料)

Fukui-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

受付時間 | 午前9時～午後5時

(土日祝・年末年始を除く)

